

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階		利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	1割負担 【非課税】	滞在費 食費		
第1段階 例)生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	1,054	714	754	0	300
		要介護2	1,134	790	834		
		要介護3	1,218	870	918		
		要介護4	1,299	947	999		
		要介護5	1,379	1,022	1,079		
	個室	要介護1	1,374	714	754	320	300
		要介護2	1,454	790	834		
		要介護3	1,538	870	918		
		要介護4	1,619	947	999		
		要介護5	1,699	1,022	1,079		
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	1,514	714	754	370	390
		要介護2	1,594	790	834		
		要介護3	1,678	870	918		
		要介護4	1,759	947	999		
		要介護5	1,839	1,022	1,079		
	個室	要介護1	1,564	714	754	420	390
		要介護2	1,644	790	834		
		要介護3	1,728	870	918		
		要介護4	1,809	947	999		
		要介護5	1,889	1,022	1,079		
第3段階 例)年金80万円超 266万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	1,774	714	754	370	650
		要介護2	1,854	790	834		
		要介護3	1,938	870	918		
		要介護4	2,019	947	999		
		要介護5	2,099	1,022	1,079		
	個室	要介護1	2,224	714	754	820	650
		要介護2	2,304	790	834		
		要介護3	2,388	870	918		
		要介護4	2,469	947	999		
		要介護5	2,549	1,022	1,079		
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要介護1	3,189	714	754	855	1,580
		要介護2	3,269	790	834		
		要介護3	3,353	870	918		
		要介護4	3,434	947	999		
		要介護5	3,514	1,022	1,079		
	個室	要介護1	3,505	714	754	1,171	1,580
		要介護2	3,585	790	834		
		要介護3	3,669	870	918		
		要介護4	3,750	947	999		
		要介護5	3,830	1,022	1,079		

※1日で計算

※社会福祉法人の減免は含まず

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階			利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	2割負担 【非課税】	滞在費 食費	
第1段階 例)生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	1,807				
		要介護2	1,967				
		要介護3	2,136				
		要介護4	2,298				
		要介護5	2,457				
	個室	要介護1	2,127				
		要介護2	2,287				
		要介護3	2,456				
		要介護4	2,618				
		要介護5	2,777				
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	2,267				
		要介護2	2,427				
		要介護3	2,596				
		要介護4	2,758				
		要介護5	2,917				
	個室	要介護1	2,317				
		要介護2	2,477				
		要介護3	2,646				
		要介護4	2,808				
		要介護5	2,967				
第3段階 例)年金80万円超 266万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	2,527				
		要介護2	2,687				
		要介護3	2,856				
		要介護4	3,018				
		要介護5	3,177				
	個室	要介護1	2,977				
		要介護2	3,137				
		要介護3	3,306				
		要介護4	3,468				
		要介護5	3,627				
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要介護1	3,942	714	1,507	855	1,580
		要介護2	4,102	790	1,667		
		要介護3	4,271	870	1,836		
		要介護4	4,433	947	1,998		
		要介護5	4,592	1,022	2,157		
	個室	要介護1	4,258	714	1,507	1,171	1,580
		要介護2	4,418	790	1,667		
		要介護3	4,587	870	1,836		
		要介護4	4,749	947	1,998		
		要介護5	4,908	1,022	2,157		

※1日で計算

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

改正後の利用者 (ショートステイの場合)

保険外【非課税】

負担段階			利用者負担 計【非課税】	単位 (注)	3割負担 【非課税】	滞在費 食費	
第1段階 例)生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	2,560				
		要介護2	2,801				
		要介護3	3,054				
		要介護4	3,297				
		要介護5	3,535				
	個室	要介護1	2,880				
		要介護2	3,121				
		要介護3	3,374				
		要介護4	3,617				
		要介護5	3,855				
第2段階 例)年金80万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	3,020				
		要介護2	3,261				
		要介護3	3,514				
		要介護4	3,757				
		要介護5	3,995				
	個室	要介護1	3,070				
		要介護2	3,311				
		要介護3	3,564				
		要介護4	3,807				
		要介護5	4,045				
第3段階 例)年金80万円超 266万円以下の者 *世帯全員が 市町村民税非課税者	多床室	要介護1	3,280				
		要介護2	3,521				
		要介護3	3,774				
		要介護4	4,017				
		要介護5	4,255				
	個室	要介護1	3,730				
		要介護2	3,971				
		要介護3	4,224				
		要介護4	4,467				
		要介護5	4,705				
第4段階以上 例)年金266万円超の者	多床室	要介護1	4,695	714	2,260	855	1,580
		要介護2	4,936	790	2,501		
		要介護3	5,189	870	2,754		
		要介護4	5,432	947	2,997		
		要介護5	5,670	1,022	3,235		
	個室	要介護1	5,011	714	2,260	1,171	1,580
		要介護2	5,252	790	2,501		
		要介護3	5,505	870	2,754		
		要介護4	5,748	947	2,997		
		要介護5	5,986	1,022	3,235		

※1日で計算

※令和3年9月30日までの間は、基本単位に1001/1000に相当する単位数を算定する。

1. 専従の機能訓練指導員配置加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
専従の機能訓練指導員配置加算(12単位/日)	125	112	13

※機能訓練指導員が配置されている場合に加算されます。

2. 夜勤職員配置加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
夜勤職員配置加算(13単位/日)	136	122	14

※夜勤を行う職員が最低基準1名以上上回っている場合に加算されます。

3. サービス提供体制強化加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
サービス提供体制強化加算(I)(22単位/日)	230	207	23

※サービス提供体制強化加算(I)は、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合に加算されます。

4. 介護職員処遇改善加算

基本単位+加算を算定した単位数の83/1000相当する単位。

※介護職員処遇改善加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、入所者に対し、指定短期入所生活介護サービスを行った場合

5. 介護職員等特定処遇改善加算

基本単位+加算を算定した単位数の27/1000相当する単位。

※介護職員等特定処遇改善加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、入所者に対し、指定短期入所生活介護サービスを行った場合

1. 認知症行動・心理症状緊急対応加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
認知症行動・心理症状緊急対応加算(200単位/日)	2090	1881	209

※医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所を利用することが適当と判断した者に対してサービスを行った場合に加算されます。(7日間を限度)

2. 若年性認知症利用者受入加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
若年性認知症利用者受入加算(120単位/日)	1254	1128	126

※若年性認知症利用者に対して短期入所サービスを行った場合に加算されます。

3. 送迎加算

(円/回【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
送迎加算(184単位/回)	1923	1730	193

※居宅と施設の間を送迎した場合に片道毎に加算されます。

4. 緊急短期入所受入加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
緊急短期入所受入加算(90単位/日)	941	846	95

※居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を緊急で受け入れた場合に加算されます。

5. 長期利用者に対する減算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
長期利用者に対する減算(▲30単位/日)	-314	-282	-32

※自費利用を挟み同一事業所を連続して30日を超えて利用した場合に減算されます。

6. 在宅中重度者受入加算

(円/日【非課税】)

	サービス利用料金	内、介護保険から 給付される額	自己負担額
在宅中重度者受入加算Ⅳ(425単位/日)	4441	3996	445

※当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合に
加算されます。

1.理美容代

カット	実費【税込】
シャンプー	実費【税込】
顔そり	実費【税込】
ブロー	実費【税込】
パーマ(カット代別)	実費【税込】
毛染め(カット代別)	実費【税込】
ヘアマニキュア(カット代別)	実費【税込】
ベッドカット	実費【税込】

2.レクリエーション、クラブ活動代

クラブ費用	実費【税込】
レクリエーション行事費用	実費【税込】
喫茶	110～160円【税込】
売店	実費【税込】

3.複写物の交付 10円/枚【税込】

4.日常生活上必要となる諸費用実費

歯ブラシ	100円/本【税込】
ティッシュペーパー	70円/個【税込】
トイレットペーパー(個人用)	50円/個【税込】
入れ歯洗浄剤	10円/個【税込】
剃刀	実費【税込】
単三電池	100円/個【税込】
単四電池	100円/個【税込】
持込家電電気代	10円/品/日【税込】
レンタルテレビ	100円/日【税込】

5.通常の送迎実施地域以外への送迎代

摂津市、茨木市、吹田市外10キロメートル未満	300円【税込】
摂津市、茨木市、吹田市外10キロメートル以上20キロメートル未満	500円【税込】
以降10キロメートル毎	300円加算【税込】